24

相続税法第三十四条第六項に規定する連帯納付義務者が同条第一項の規定により相続税（法第七十条の七の四第一項の規定による納税の猶予を受けていたものに限る。）を納付する場合における相続税法第五十一条の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「受けていた場合」とあるのは「受けていた場合又は当該相続税について租税特別措置法第七十条の七の四第一項（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）の規定による納税の猶予を受けていた場合」と、同号イ(1)中「あつた日」とあるのは「あつた日（租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定による納税の猶予を受けていた場合には、同条第十四項において準用する同法第七十条の七の二第二十三項（非上場株式等についての相続税の納税猶予）の表の各号の上欄に掲げる場合の区分に応じ当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号、第三号又は第六号から第八号までの下欄に掲げる日以前二月以内に同法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者が死亡した場合には、当該経営相続承継受贈者の相続人が当該経営相続承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）」と、同項第二号イ中「金額」とあるのは「金額（租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定による納税の猶予を受けていた場合には、同条第十四項において準用する同法第七十条の七の二第二十三項の表の各号の上欄に掲げる場合の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる金額のうち納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、前号イ(1)の期間に、同項に規定する利子税の割合を乗じて算出した金額）」とする。

第四十条の九第一項を次のように改める。

法第七十条の八の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した部分の税額は、相続税法第三十八条第一項の規定による延納の許可を申請する者が同法第三十三条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき相続税額（その者が法第七十条の六第一項又は第七十条の七の二第一項若しくは第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける者である場合には、法第七十条の六第一項又は第七十条の七の二第二項第五号若しくは第七十条の七の四第二項第四号に規定する納税猶予分の相続税額を控除した金額）に、法第七十条の八の二第一項に規定する課税相続財産の価額のうちに同項に規定する区域内に存する立木（森林保健施設（同項に規定する森林保健施設をいう。次条第一項において同じ。）の整備に係る地区内に存する立木を除く。次項及び第四十条の十一第二項において同じ。）の価額の占める割合を乗じて計算した金額に達するまでの税額とする。

第四十条の九第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四十条の十第二項中「相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した財産で相続税額の基礎となつたものの価額（当該財産のうちに法第七十条の六第一項に規定する特例農地等又は法第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等若しくは法第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額は当該特例農地等につき法第七十条の六第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額とし、当該特例非上場株式等又は当該特例相続非上場株式等が会社法第二条第二号に規定する外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額）に百分の二十を乗じて計算した価額とする。）の合計額」を「法第七十条の八の二第一項に規定する課税相続財産の価額」に改める。

第四十条の十一第一項中「次項において同じ。」を削り、同条第二項中「相続又は遺贈により取得した財産で相続税額の基礎となつたものの価額（当該財産のうちに法第七十条の六第一項に規定する特例農地等又は法第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等若しくは法第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額は当該特例農地等につき法第七十条の六第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額とし、当該特例非上場株式等又は当該特例相続非上場株式等の価額（認定承継会社等が会社法第二条第二号に規定する外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額）に百分の二十を乗じて計算した価額とする。）の合計額」に改め、第三章の二中同条の次に次の一条を加える。

（相続税の物納の特例の対象となる土地に係る風景地保護協定の要件）

第四十条の十一の二　法第七十条の十二第三項第二号に規定する政令で定める要件は、同号に規定する風景地保護協定（以下この条において「風景地保護協定」という。）において次に掲げる事項が明らかにされていることとする。

一　法第七十条の十二第三項第二号の被相続人が環境大臣に対し当該風景地保護協定の目的となつている土地を貸し付けていること及び当該土地の貸付け（以下この条において「協定貸付け」という。）の期間が十年以上であること。

二　協定貸付けに係る契約及び当該風景地保護協定が、当該協定貸付けの期間又は当該風景地保護協定の有効期間の中途において、当該風景地保護協定の当事者が当該風景地保護協定に違反したと認められる場合又は正当な事由があると認められる場合を除き、解除することができないものであること。

三　協定貸付けの期間の満了時及び当該風景地保護協定の有効期間の満了時には、正当な事由があると認められる場合を除き、従前と同一の条件で当該協定貸付けに係る契約及び当該風景地保護協定が更新されるものであること。

第四十二条の二第一項中「第七十四条」を「第七十五条」に改める。

第四十二条の三中「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第四十二条の四を削る。

第四十二条の五第一項から第三項までの規定中「第七十七条第一項及び第二項」を「第七十七条」に改め、同条を第四十二条の四とする。

第四十二条の六中「（卸売市場法第七十三条第一項の規定による認定を受けてする法第七十九条各号に掲げる事項については、当該認定をした農林水産大臣の証明とする。以下この条において同じ。）」を削り、「が法第七十九条」を「が同条」に、「若しくは指示又は認定」を「又は指示」に改め、同条を第四十二条の五とする。

第四十二条の七第一項第一号中「資本の相当程度の増加（他の会社が発行する株式を事業者が引き受けることにより当該他の会社が当該事業者となる場合の当該他の会社の資本の相当程度の増加を含む。）」を「他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。」に改め、同条第二項中「及び第二号ロ」を「、第二号ロ及び第三号」に改め、同条を第四十二条の六とする。

第四十三条の三第一項中「いずれか」を「全て」に、「認定計画」を「認定民間都市再生事業計画」に改め、同項第一号中「次号」を「次号イ」に、「次項第二号イ」を「次項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ　事業区域内において整備される都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が百分の三十以上であること。

ロ　都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号に規定する都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額（当該施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除く。）が十億円以上であること。

第四十三条の三第一項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2　法第八十三条第二項に規定する政令で定めるものは、同項の特定民間都市再生事業の施行される土地の区域内に地上階数三十以上又は延べ面積十五万平方メートル以上の耐火建築物が整備されるものとする。